

社会福祉法人千代田区社会福祉協議会

令和 8 年度ふれあいサロン活動助成団体募集要項

< 助成期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで >

1 募集の目的

区内における地域課題解決に向けたふれあいサロン活動に助成を行うことにより、地域の支え合いによる地域課題解決を促進することを目的とします。

2 助成区分とそれぞれの要件等概要

次の助成区分一覧表のとおりとなります。詳しい内容は、中面以降をお読みください。

< 助成区分一覧表 >

区分		助成上限額	活動内容等	活動頻度	前年度参加実績等
運営 助成	A	3 0 万円	介護予防型ふれあいサロン活動	1 ヶ月 3 回以上	前年度参加者数が 1 回あたり 2 0 名以上 ※前年度からの継続助成団体の のみが対象
	B	2 4 万円	同上	同上	前年度参加者数が 1 回あたり 1 0 名以上 2 0 名未満 ※新規活動の場合 1 回あたり 1 0 名以上の参加を見込める 事業計画であること
立ち 上げ 助成	C	1 0 万円	上記 B の新規開始の場合に 必要となる初期費用の半額	－	－
運営 助成	D	1 5 万円	居場所型ふれあいサロン活動	1 ヶ月 3 回以上	指定無し
	E	1 0 万円	同上	1 ヶ月 1 回以上	同上

※ 1) 実際の助成金額は、上記表中の上限額以内で、提出書類内容の審査により必要と認められた金額となります。

※ 2) 活動開始日が年度途中であるなど、1年に満たない期間の運営助成については、

上記表中の上限額を12で割った値に助成月数を乗じた金額（1千円未満切上）が上限額となります。

3 助成の対象となる活動

(1) 介護予防型ふれあいサロン活動（助成区分A・B該当）

①内容

- 1) 65歳以上の区民を対象に、介護予防を目的とした体操などの、筋力・体力を向上させる取り組みを含む活動を行う。
- 2) 前記1)の介護予防を目的とした体操などを、1回の活動の中で30分程度以上行う（合計時間でも可）。
- 3) 月3回以上、原則として、定期的に特定の場所で行う。
- 4) 参加者の名簿を作成し、欠席理由が不明な欠席者には安否確認の連絡を行う。
- 5) 前年度参加実績等が、助成区分一覧表中の要件を満たしている。

②活動の目的

- 1) 高齢者（65歳以上）の介護予防
- 2) 参加者同士の交流・仲間づくり
- 3) 身近な地域における高齢者の見守り

(2) 居場所型ふれあいサロン活動（助成区分D・E該当）

①内容

- 1) 地域に、高齢者や障がい者、子育て中の親などの居場所・交流の場をつくる。
- 2) 月1回以上、原則として、定期的に特定の場所で行う。
- 3) フリー参加型の場合を除いて、参加者の名簿を作成し、欠席理由が不明な欠席者には安否確認の連絡を行う。

②活動の目的

- 1) 身近な地域における参加者同士の交流・仲間づくり

(3) その他助成の条件

- 1) 参加者も運営に携われる取り組みを行い、継続的に構成員を募集する。
- 2) 千代田社協が定めるふれあいサロン登録要綱に基づいた登録を行い、助成期間終了後、当該年度の活動報告書・収支報告書を提出する。
- 3) 上記①②のほか、千代田社協が定める要綱等の規定を順守する。

(4) 他制度による助成等との重複の除外

行政、社協、その他の機関等から、委託、補助あるいは助成またはそれに類する支援を受けている活動については、本要項に基づく助成の対象としない。

4 助成の内容

(1) 助成対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 活動主体

千代田区内で公益的な非営利活動を行っている、または行うことを計画している団体

であって、次のすべての項目を満たす団体。

- 1) 3名以上の構成員により構成されている。
- 2) 明文化された会則を有し、構成員の氏名・住所・連絡先が明確な名簿を備えている。
- 3) 自主、自立した活動および団体運営を行っている。
- 4) 政治および宗教活動、並びに営利を目的としていない。
- 5) 暴力団等またはその構成員の関与がない。

(3) 助成対象項目

①運営助成

本要項3(1)(2)に挙げる活動を行うために直接必要となる次の経費。

- 1) 講師謝礼、出演謝礼(団体構成員やボランティアへの謝礼は除く)
- 2) 会場使用料、資機材レンタル料
- 3) 切手代、葉書代、荷物や資料を運ぶ際の運搬費
- 4) サロン参加者への連絡にかかる通信費(携帯電話の通信費 2千円/月)
- 5) 団体構成員の移動費(ただし、1人あたり月額1千円までとする)
- 6) 用紙等の必要文房具類購入費
- 7) チラシ、ポスター、資料等の作成費
- 8) 行事保険料(ボランティア保険は除く)

②立ち上げ助成

介護予防を目的とした体操などを行うために必要となる次の経費。ただし、助成区分Bに該当する活動を新規に始める場合に限る。

- 1) テーブル・椅子等、参加者が利用するための家具類購入費
- 2) 体操などを行う会場の環境整備に必要な工事費等
- 3) 体操などで使用する器具類購入費
- 4) 体操などの模範演技ビデオ等を再生するためのAV機器類購入費

※1) 助成額は、項目合計額の半額かつ上限10万円の範囲で審査において認められた金額となります。

※2) 助成対象となる支出の期間は、助成金振込日から活動開始後3ヶ月までの期間となります。ただし、活動開始後3ヶ月を経過する前に助成対象年度の3月31日を迎える場合は、当該3月31日までの支出が助成の対象となります。

5 申し込み方法

添付の申込書、年間事業計画書および年間収支予算書の様式に必要事項を記入のうえ、次に挙げる書類を添えて、千代田区社会福祉協議会地域サポート課地域サポート係までお申し込みください。

※各様式のデータは、ホームページからダウンロードもできます。

<添付が必要な書類>

- 1) 団体の会則
- 2) 団体の構成員名簿(氏名、住所、連絡先が明記されたもの)

3) 初回活動までに購入予定の家具・器具・機器類がある場合、その見積書

6 申込期間

令和8年1月26日(月)から令和8年2月21日(土)まで

7 申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 地域サポート課地域サポート係

<住所> 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

<電話> 03-6265-6522 <FAX> 03-3265-1902

<mail> voluteer@chiyoda-cosw.jp

8 注意事項

- (1) 助成が決定した場合、助成金は口座振り込みによるお渡しとなります。
- (2) 助成決定後に活動規模が拡大した場合でも、当該年度中の助成金額は増額しません。
- (3) 助成対象の活動終了後(年度途中での活動中止を含む)、助成金額に残額が生じたと認められた場合は、当該残額は返還していただきます。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を返還していただきます。
 - 1) 助成金の使途が申し込み内容と異なるとき
 - 2) 偽り、その他不正な手段により助成金を受けたとき
 - 3) 団体が公序良俗に反する行為をしたとき

以上のほか、ご不明な点がございましたら、千代田区社会福祉協議会サポート課地域サポート係にお問い合わせください。

2026/1/17 版